

# アルメニア共和国知的所有権局

## (指定官庁又は選択官庁)

### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料 .....	附属書 AM. I
委 任 状 .....	附属書 AM. II

略語のリスト

国内官庁：	アルメニア共和国知的所有権局
AL I：	発明， 実用新案及び意匠法

指定 (又は選択) 官庁 AM	アルメニア共和国知的所有権局	概要 AM
国内段階に入るための要件の概要		

国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間 : 優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間: 優先日から31箇月
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	アルメニア語
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合: 願書・明細書・請求の範囲 (補正された場合には, 補正されたもののみ, 及びPCT第19条に基づく説明書)・図面の中の説明・要約書  PCT第39条(1)に基づく場合: 願書・明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書 (それらのいずれかが補正された場合には, 国際予備審査報告の附属書により補正したもののみ)
国際出願の写しを要求されるか?	されない
国内手数料	通貨: アルメニア・ドラム (AMD)  特許及び実用新案: 出願手数料 <sup>1</sup> ..... AMD 20,000 1個を超える各独立の請求の範囲 についての手数料 <sup>1</sup> ..... AMD 5,000 優先権主張手数料 (1件ごと) ..... AMD 10,000 第2年分及び第3年分の年金 (1年につき) ..... AMD 20,000
国内手数料の免除, 割引又は払戻し	特許及び実用新案の取得並びに維持のための国内手数料は, 出願人が自然人又は従業員25人未満の法人の場合には75%減額され, 従業員25人から100人の法人の場合には50%減額される

[次頁に続く]

<sup>1</sup> PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

---

AM	アルメニア共和国知的所有権局 (続き)	AM
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) <sup>2</sup>	出願人がアルメニアに居住していない場合には、代理人の選任 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列 リスト	
誰が代理人として行為できるか？	アルメニアの居住者	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	

---

---

<sup>2</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

## 国内段階の手続

### AM. 01 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

### AM. 02 手数料（支払方法）

概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書AM. I に概説されている。

### AM. 03 審査

国際出願は方式審査の対象となり、国際出願が一見して特許性の要件を満たしていれば特許が付与される。これに関して、先行技術が関与しているのか否かは審査官の裁量で定められる。特許を維持するために、特許権者又は排他的権利の所有者は特許存続期間の第9年次の末日までに、PCT第32条に基づく国際予備審査機関の資格を有する当局の1つが発効した書面による証拠（たとえば国内特許）であって出願が特許性の要件を満たしている旨を示すものを提出しなければならない。

### AM. 04 委任状

出願人がアルメニアの居住者でない場合、委任状を提出して代理人を選任しなければならない。見本は附属書AM. II に示されている。

PCT Art. 28  
41  
ALI Art. 51

### AM. 05 出願の補正及びその時期

出願人は方式審査中であれば、明細書、請求の範囲及び図面を補正又は補充することができる。ただし、出願の主題の範囲がそれによって拡張されないことを条件とする。

### AM. 06 年金

初年度分の年金は特許付与手数料支払時又は第2年度特許期間の開始前のいずれか遅い日までに支払う。支払が遅れた場合、支払日から6箇月以内であれば50%の追加料金と共に年金を支払うことができる。各年度の年金は附属書AM. I に示されている。

PCT Art. 24(2)  
48(2)  
PCT Rule 82bis  
ALI Art. 36

### AM. 07 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容

国内段階6.022から6.027項を参照。審査段階における期間の遅滞は、期間不遵守の法的帰結に関する通知の受領後2箇月以内であれば附属書AM. I に記載する対应手数料の支払によって許容される。

PCT Art. 25  
PCT Rule 51  
ALI Art. 5

### AM. 08 PCT第25条の規定に基づく検査

関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内官庁の最終決定に不服のある場合、出願人は決定受領から3箇月以内に附属書AM. I に記載された審判手数料を支払うことにより審判部に審判を請求することができる。審判部の決定に不服のある場合、出願人は決定受領から6箇月以内に裁判所に上訴することができる。

PCT Rule 49bis.1  
(a),(b)  
76.5  
ALI Art. 15  
21  
51  
54

### AM. 09 実用新案

出願人がアルメニアにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。実用新案は、国際段階の予備審査で作成された肯定的な書面による見解に基づき付与される。

ALI Art. 52

**AM. 10 出願変更**

出願人は、国内官庁による特許付与の決定前であれば、特許出願を実用新案登録出願に変更するよう管轄当局に請求することができる。實用新案出願は、付与決定前であればいつでも特許出願に変更することができる。変更された出願は原出願の優先日を享受する。

**AM. 11 ヌクレオチド及びアミノ酸の配列**

国際出願に1つ若しくは複数のヌクレオチド又はアミノ酸の配列の開示が含まれている場合、出願人は、明細書の別個の部分として電子形式による配列リストを提出しなければならない。

## 手 数 料

(通貨：アルメニア・ドラム)

### 特 許

出願手数料 <sup>1</sup> .....	20,000
2つ以上の独立クレーム1件につき <sup>1</sup> .....	5,000
優先権主張1件につき <sup>1</sup> .....	10,000
付与手数料 .....	15,000
25枚を超える発明の明細書の用紙ごとの公告手数料 .....	2,500
審査の決定に対する審判手数料 <sup>1</sup> .....	15,000
期間を遵守しなかった遅滞に対する許容請求手数料 <sup>1</sup> .....	15,000
優先権回復手数料 .....	10,000
特許出願を実用新案出願に変更する手数料 <sup>1</sup> .....	10,000

### 年 金<sup>1</sup>

－2年～3年度(年) .....	20,000
－4年～5年度(年) .....	25,000
－6年～7年度(年) .....	30,000
－8年～9年度(年) .....	38,000
－10年度 .....	48,000
－11年度 .....	48,000
－12年～13年度(年) .....	58,000
－14年～15年度(年) .....	68,000
－16年～17年度(年) .....	80,000
－18年～20年度(年) .....	100,000
－21年～22年度(年) .....	130,000
－23年～25年度(年) .....	160,000

<sup>1</sup> 出願人が自然人又は従業員25人未満の法人の場合には75%、従業員25～100人の法人の場合には50%減額される。

**実用新案**

出願手数料 <sup>2</sup> .....	20,000
2つ以上の独立クレーム1件につき <sup>2</sup> .....	5,000
優先権主張1件につき <sup>2</sup> .....	10,000
実用新案付与手数料 <sup>2</sup> .....	15,000
25枚を超える用紙ごとの公告手数料.....	2,500
審査の決定に対する審判手数料 <sup>2</sup> .....	15,000
期間を遵守しなかった遅滞に対する許容請求手数料 <sup>2</sup> .....	15,000
実用新案出願を特許出願に変更する手数料 <sup>2</sup> .....	10,000
年 金:	
－2年～3年度(年).....	20,000
－4年～5年度(年).....	25,000
－6年～7年度(年).....	30,000
－8年～9年度(年).....	38,000
－10年度(年).....	50,000

**手数料の支払方法**

手数料の支払はアルメニア・ドラムで行う。支払には出願番号（判明している場合には、国内番号，国内番号がまだ判明していない場合には、国際番号），出願人の名前および支払手数料の種類をすべて表示しなければならない。手数料は常に銀行手形で支払うべきである。

---

2 脚注1を参照。

ԼԻԱԶՈՐԱԳԻՐ

POWER OF ATTORNEY

Սույն լիազորագիրը տրված է \_\_\_\_\_

The present Power is granted to \_\_\_\_\_

(հասցեն \_\_\_\_\_

(address \_\_\_\_\_

ի դեմս գրանցված արտոնագրային հավատարմատար(ներ) \_\_\_\_\_

in the name of the registered patent attorney(s) \_\_\_\_\_

առ այն, որ նրան(ց) հանձնարարված է ներկայացնել \_\_\_\_\_

which is hereby empowered to represent the interests of \_\_\_\_\_

շահերը Հայաստանի Հանրապետության տարածքում արդյունաբերական սեփականության իրավունքի ձեռքբերման, պաշտպանման, զործողության մեջ պահերու հետ կապված բոլոր հարցերով:

in all matters related to application for granting, maintenance and protection of industrial property rights within the territory of the Republic of Armenia.

Լիազորագիրը տրված է 3 տարի ժամկետով:

The term of this Power is 3 years.

Կատարված է \_\_\_\_\_

(տեղը)

Done in \_\_\_\_\_

(place)

Թվականը \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_

Լիազորող \_\_\_\_\_

Issuer \_\_\_\_\_

Անուն, հայրանուն, ազգանուն \_\_\_\_\_

Name \_\_\_\_\_

Պաշտոնը \_\_\_\_\_

Position \_\_\_\_\_

Ստորագրություն \_\_\_\_\_

Signature \_\_\_\_\_

( )